**軽費老人ホーム事業変更届提出書類一覧**

【設置者が社会福祉法人の場合】

吹田市　福祉部　福祉指導監査室

■届出について

・変更の日から1か月以内に届出を行ってください。（社会福祉法第63条）

・届出方法はすべて**郵送**になります。※届出の写しを希望する場合は、返送先住所・宛名を記入し切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

・施設建物の構造・設備・構造区画の変更や、料金の変更等入所者に直接影響が生じる変更等については、必ず変更届出書を提出する前に**事前協議**を行ってください。

・**補助金に影響する変更内容については事前に高齢福祉室計画グループに確認を行ってください**。

■提出書類及び届出方法（以下のとおり）

・内容によっては必要となる書類が変わることがあります。

|  |  |
| --- | --- |
| **変更事項** | **提出書類** |
| **施設の名称及び種類** | ・軽費老人ホーム事業変更届出書（様式第17号）・名称、種類の変更を行った理事会の議事録の写し・運営規程 |
| **施設の所在地（住居表示の変更）**※施設の移転は来庁による**事前協議**が必要です。 | ・軽費老人ホーム事業変更届出書（様式第17号）・返信用封筒 |
| **設置者の名称及び所在地**※定款等も変更する場合は併せて届出が必要です。※事業譲渡等により設置者が変わる場合はご相談ください。 | ・軽費老人ホーム事業変更届出書（様式第17号）・法人の履歴事項全部証明書（**原本**）・返信用封筒 |
| **理事長（設置者）の氏名及び住所**※定款等も変更する場合は併せて届出が必要です。**※補助金の口座名義等が変更となる場合は、本市高齢福祉室計画グループに連絡が必要です。** | ・軽費老人ホーム事業変更届出書（様式第17号）・法人の履歴事項全部証明書（**原本**）・理事長の経歴書（参考様式）・返信用封筒 |

|  |  |
| --- | --- |
| **変更事項** | **提出書類** |
| **定款その他の基本約款**※軽費老人ホームに関する変更のみ届出が必要です。 | ・軽費老人ホーム事業変更届出書（様式第17号）・定款その他基本約款の写し・法人の履歴事項全部証明書（**原本**）・返信用封筒 |
| **建物その他の設備の規模及び構造**※**事前協議**が必要です。**※建物の規模又は構造、建物等の用途を変更する場合は、事前に本市高齢福祉室計画グループに確認が必要です。** | ・軽費老人ホーム事業変更届出書（様式第17号）・変更前及び変更後の平面図（施設全階）★変更の内容により次の書類（変更前及び変更後）・ナースコール配置図面・各室面積表・施設の設備の概要 |
| **施設の管理者（施設長）の氏名** | ・軽費老人ホーム事業変更届出書（様式第17号）・施設長の経歴書・施設長の資格を証する書類の写し※ 次の①～⑤のいずれか① 社会福祉主事任用資格、② 社会福祉士、③ その他社会福祉法第19条第１項各号のいずれかに該当、④ 社会福祉事業に２年以上従事、⑤ 上記①～④と同等以上の能力を有する・返信用封筒 |
| **施設の実務を担当する幹部職員の氏名****（法人役員の氏名）** | ・軽費老人ホーム事業変更届出書（様式第17号）・法人の役員の経歴書・返信用封筒 |
| **福祉サービスを必要とする者（入所者）に対する処遇の方法**※料金の変更等入所者に直接影響が生じる変更は**来庁による事前協議**が必要です。**※サービスの提供に要する費用及び生活費を改定する場合は事前に本市高齢福祉室計画グループに確認が必要です。** | ・軽費老人ホーム事業変更届出書（様式第17号）・運営規程・入所に関する契約書（変更がある場合のみ）・返信用封筒 |

※（介護予防）特定施設入居者生活介護の指定を受けている軽費老人ホームは、軽費老人ホームの変更届とは別に、介護保険法に基づく（介護予防）特定施設入居者生活介護の変更届が必要となる場合があります。